

## 議案第 8 号

### 飯能市印鑑条例の一部を改正する条例（案）

飯能市印鑑条例（昭和 57 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第 6 条第 2 項中「記録されている」を「記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第 7 条第 1 項第 2 号中「（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削り、同項第 7 号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 2 月 28 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市印鑑条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p>
<p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)が住民票の備考欄に<u>記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。))がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u></p>	<p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)が住民票の備考欄に<u>記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u></p>
<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、第5条の規定により印鑑の登録をする場合は、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1) 省略</p>	<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、第5条の規定により印鑑の登録をする場合は、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1) 省略</p>

(2) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合)にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合)にあっては、氏名及び当該通称)

(3)~(6) 省略

(7) 外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合)にあっては、当該氏名の片仮名表記

2 省略

(2) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票)にあっては、記録。以下同じ。)がされている場合)にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合)にあっては、氏名及び当該通称)

(3)~(6) 省略

(7) 外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合)にあっては、当該氏名の片仮名表記

2 省略